

開催年月日 平成27年9月17日
 質問者 民主党・道民連合 広田 まゆみ 議員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 再生可能エネルギー促進のための法制度整備等について (一) 再生可能エネルギー導入の目的などについて (広田議員)</p> <p>北海道は、東日本大震災以前から、原発を過渡的なエネルギーと位置づけ、脱原発の視点に立って、省エネ・新エネを推進するという北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例を有しています。そもそも、私たちは、何のために省エネ・新エネを加速させなければいけないのでしょうか。脱原発のためだけでしょうか。北海道のいわば理念的な条例と、東日本大震災、そして、固定価格買取制度導入以降に制定された全国各地の再生可能エネルギーを促進する条例や計画を比較検討し、実際にいくつかの自治体現場の担当者のみなさんや現場のみなさんからヒヤリングを重ねるなかで、3つの大きな違いが見えてきました。1つ目の大きな違いは、戦略的な新エネ導入目標の設定と、その具体的な推進が行われている自治体の条例においては、エネルギー源の問題のみならず、エネルギー政策において、中央集中、中央主導から地域分散、地域主導をめざす視点が明確であることです。2つ目に、化石燃料の輸入を、海外への資金流出ととらえ、その額が、域内の主要産業の生産額に匹敵することから、実質上の地域住民の所得向上、持続可能な地域の基盤整備のためにも、必要な施策を展開するのだとという姿勢が明確です。3つ目は、固定価格買取制度移行後に顕著ですが、条例や、政策パッケージによって、地元資本や地域貢献をする再エネ事業者を優遇するしくみなどを担保している自治体がでてきていることです。残念ながら、北海道の現状はどうでしょうか。北海道はエネルギー資源の宝庫と言われ、とくに、陸上風力、熱水資源、未利用地での太陽光発電は、全国で有数のポテンシャルがあります。このポテンシャルというのは、知事ご自身の口からも、そして道議会の中でも、何度も何度も繰り返されてまいりました。しかしながら、地域主導による再エネ事業を実施していく人材とノウハウの不足、金融機関の再エネ事業に関する知識と経験の不足、エネルギー資源を地域経済発展に活用するための制度の不足などにより、化石燃料に大きなコストを支払いつづけています。しかも、道外企業などが主体となる事業では、北海道内での経済循環が生まれず、富が流出してしまい、たとえ、脱原発・再エネが進んでも、地域の活力は低下をします。</p> <p>そこで、改めて知事にうかがいますが、知事として、現在の条例の意義と果たしてきた役割についてどのように認識し、その上で、残念ながら、北海道がまだそのポテンシャルを十分に果たしてこなかった課題をどのように認識しているのかうかがいます。</p> <p>その上で、私としては、原発は過渡的なエネルギーであり、脱原発の視点に立ってという基本認識を土台とするという大前提ではありますが、4期目を迎えられる知事の本質的な地方創生の大きな目玉の1つとして、地域分散、地域主導の視点を明確にした条例改正や、それに連動しての計画や施策展開の抜本的な見直しが必要ではないかと考えますが、知事の所見をうかがいます。</p>	<p>(知事)</p> <p>新エネルギーの導入拡大についてであります。省エネ・新エネ促進条例は、新エネルギーの開発や導入に取り組むことなどにより、持続的な発展が可能な循環型の社会経済システムをつくり上げることを目指すものであり、これまで、道内に豊富に賦存する新エネルギーの導入が拡大してきたものと考えております。</p> <p>新エネルギーの導入拡大に向けては、出力変動に対する調整力の制約はもとより、地域における人材やノウハウの不足といった課題があるものと認識をいたします。</p> <p>道としては、省エネ・新エネ促進行動計画の中間点検・見直しを進めているところであり、地域で自立的に確保できる新エネルギーを活用した地産地消の取組を支援するなど、条例の趣旨を踏まえ、地域や企業の皆様との連携のもと、新エネルギーの導入拡大に一層取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指摘】 私としては、今、行われている省エネ・新エネ促進行動計画の中間点検、見直しの際に、何のために、省エネ・新エネを促進するのかという目的を今一度明確にし、例えば、長野県飯田市が、地域環境権を盛り込んだ、地方自治の観点からもかなり戦略的な条例をつくりましたが、北海道においても、固定価格買取制度の動向を見極めながら、地域に貢献できる地元の企業やNPOや商店街やコミュニティ単位など、小さな主体が新エネ事業に挑戦できることを保証する条例や、支援する条例や要綱、または、長野県の収益納付型補助金のような新たなしくみの創設について検討するよう、強く指摘しておきます。</p> <p>（二）固定価格買取制度に対する対応と新たな制度整備について （広田議員） 1 太陽光発電の現状と課題について 固定価格買取制度に対する対応と新たな制度整備について伺います。まず、太陽光発電の現状と課題についてですが、平成24年7月にスタートした固定価格買取制度は、4年目を迎えました。固定価格買取制度の目標は、本来、法第4条で全量買取、第5条で全量接続を義務づけ、発電事業の収益見通性の予見可能性を確保して、資本金がない主体でも事業参画が可能になる制度です。 ところが、北海道においては、太陽光発電の事実上の買取制限が平成26年からスタートしました。これによって、まずは太陽光、やがては風力発電事業者が無制限・無保証で買取制限を受ける可能性があることから、収益見込みが立たなくなり、事業体力の劣る事業者は、資金調達が困難となり、結果として、借金をしなくてもよい大規模事業者だけが、固定価格買取制度の恩恵を受けて新エネ事業に参入できることとなります。 北海道の地方創生の芽、地域の経済的自立の芽が摘まれてしまうことを私としては危惧します。道としてはまず、太陽光発電の現状と課題について、道内・道外資本の比率や、規模別の状況なども踏まえて、どのように把握し、今後どのように推進していく考えか伺います。</p>	<p>（経済部長） 再生可能エネルギー促進のための法制度整備等に関し、まず、太陽光発電の現状と課題についてであります。道内の導入状況は、平成27年7月末現在で北電への接続申込済みは、203万キロワット、稼働済みは、500キロワット未満の設備で26万キロワット、500キロワット以上の設備で49万キロワットとなっており、道内・道外資本の比率につきましては、事業者の情報が公表されておらず把握できないところでございます。 太陽光発電に関しましては、国の認定を受けながら、長期間稼働しない事例も多く、こうした案件の解消や太陽光に偏重した新エネルギーの導入状況の改善などが課題であり、国において、制度改革に向けた検討が始められたところでございます。 道といたしましては、地域や事業者の取組の段階に応じた支援に努め、太陽光をはじめ、風力や地熱などの新エネルギーがバランスよく導入されますよう、取組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>2 小水力発電について （1）小水力発電について 次に小水力発電について伺います。 小水力発電は地域分散、地域主導のエネルギー政策への転換を目指すとき、整備などが地元雇用につながりやすく、農村地域の基盤整備の一助としても、私は、非常に重要であると考えております。 長野県においては、昨年、基幹的農業用水路を対象として、小水力発電の候補地調査を行い、164カ所を公表しています。あわせて、収益納付型補助金という新たな制度を創設し、信用補完を行うことで、資金調達を支援し、関係部が一体となって説明会や相談会を地域開催し、県として、積極的に導入を進めています。 道としても、長野県に比べるとさらに広大な範囲になり、冬期間の問題も含めて、状況が異なることは承知をしていますが、道によるポテンシャル調査とその公表、送電網の増強への支援も含めた収益納付型補助金などの創設など、新たな取組が必要だと思っておりますが、道としての見解を伺います。</p>	<p>（経済部長） 小水力発電の促進に向けた取組についてであります。道におきましては、ダムや農業水利施設など小水力発電の候補地のポテンシャル調査とそれを踏まえ導入の手引きをとりまとめ、施設管理者に対し情報提供するとともに、市町村や土地改良区などが行う事業可能性調査への支援などに取り組んできたところであり、導入に向けた具体的な検討を進めている事例が出てきているところでございます。 また、小水力発電の事業化に向けましては、初期投資に係る資金調達が課題となりますことから、道におきましては、今年度新たに、小水力発電へのESCO事業の導入可能性を調査し、民間の資金やノウハウを効果的に活用した推進モデルを普及啓発することとしておりまして、こうした取組を通じて、事業の具体化を促進していくと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(2) 企業局との連携について 次に、企業局との連携のあり方について伺いますが、長野県の特徴は、企業局が、小水力発電の推進にも積極的な役割を果たしていることです。 北海道においては、再生可能エネルギー促進を進めるための企業局の果たすべき役割について、必ずしも明確ではないと考えますが、自由化や固定価格買取制度などの動向も踏まえて、今後のあり方の検討をされるべきと考えますが、現状と課題、今後に向けた考え方について伺います。</p> <p>【指摘】 再生可能エネルギーに関する指摘の最後ですが、エネルギーの域内・地域内需給や、分散型エネルギーの推進を考えたときに、環境、経済、それぞれの観点から、地熱、風力、バイオマス、太陽光などそれぞれの地域特性やバランスも含めて、地域が主体的に、地域ごとに、簡単なことではないと承知していますが、地域が主体的に、地域ごとに計画を定めるべきであります。 中央からのトップダウンや総量だけの話が進むと、道北エリアにおいても、このまま放置された場合には、ある意味では、象徴的なエリアになってしまうのではないかと危惧しますが、誰のための何のための新エネなのか、誰のための何のための安定供給なのか、わからなくなってしまうのではないのでしょうか。 知床の事例もモデルとしながら、経産省や環境省や地元自治体、学識経験者、地域住民、様々な人たちを巻き込みながら、地域による地域のための地域のエネルギー計画づくりの着手に向けて、環境生活部、経済部はじめ、関係部がそれぞれの今までの仕事の仕方を少し見直しながらも、一体となって検討されるよう強く求め、知事もそれをしっかり後押しするよう、強く指摘をしておきます。</p>	<p>(知事) 企業局との連携についてであります。企業局においては、水力を利用した発電によって、電力の安定供給の一端を担っているほか、「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」などを通じて、地域におけるエネルギーの地産地消の取組を支援しているものと承知をいたします。 こうした中、道営電気事業については、民間有識者による検討委員会において、その果たすべき役割や今後の事業運営の方向性などについて、幅広い観点から、ご議論をいただいているところであります。 企業局では、この委員会での論議の結果を踏まえ、今後の道営電気事業のあり方などについて検討していく予定であり、道といたしましては、企業局と十分連携をし、地域における小水力発電の取組について支援をしてまいる考えであります。</p>